

西新小岩
五丁目が
対象エリアです

令和8年8月スタート！

老朽建築物の**取壊し**と 火災に強い住宅への**建替え**を 支援します



～ 不燃化集中促進事業 ～

1 取壊しなら

最大

200万円

助成！



老朽建築物の取壊し費用を
最大200万円助成します。

2 建替えなら

最大

220万円

助成！



火災に強い住宅への建替えに
最大220万円助成します。

3 専門家がサポート

建替え等でお困りの方に

専門家を

無料で派遣！



建築士や弁護士などの
専門家にご相談にのります。

工事契約前に区の承認が必要です。

▶ 詳しくは裏面をご覧ください。

西新小岩五丁目が対象エリアです



防災生活道路の拡幅整備 の対象権利者の方へ

取壊しや建替えをお考えの際は、事前にご相談ください。

1 老朽建築物の取壊し費用を助成[※]



助成金額

最大 **200万円** 助成します。

助成対象

木造又は軽量鉄骨造建築物で、次のいずれかに該当するもの

- ▶ 昭和56年5月31日以前の建築物
- ▶ 区が行った調査により危険であると認められた建築物

工事契約前に区の承認が必要です。

また、助成には別途要件があります。事前にご相談ください。

※「取壊し」とは要綱で定める除却（建物を壊し更地にすること）です。

2 木造住宅等の建替え費用を助成



助成金額

取壊し[※]工事の費用 **+** 新築の設計・工事監理の費用

合わせて最大 **220万円** 助成します。

助成対象

^注
耐用年数の2／3を経過している木造又は軽量鉄骨造の住宅を
準耐火建築物等に建替える場合

注 耐用年数の2／3

- ▶ 木造モルタル⇒13年4ヶ月以上
- ▶ 木造⇒14年8ヶ月以上
- ▶ 軽量鉄骨造⇒18年以上

工事契約前に区の承認が必要です。

また、助成には別途要件があります。事前にご相談ください。

3 専門家を無料で派遣



建替え等に伴うお困りごとに

一級建築士や弁護士などの専門家をご自宅等に無料で派遣いたします。

ご相談例

- ▶ この土地は建替えできないと聞いているけど、本当にできないの？
- ▶ 借地上の建物を建替えるには、必要な手続きはあるの？
- ▶ 相続手続きをしていない建物を建替えるにはどうしたらいいの？

お問合せ

葛飾区 都市計画課 (区役所本館 4階424番窓口)

密集地域整備第一係 ☎ 03-5654-8345

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(土日・祝日・年末年始を除く)

区のHPからも
ご覧になれます



葛飾区 不燃化集中促進事業

